

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 110 号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（平成 12 年岩手県規則第 68 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(掘削の許可の申請)</p> <p>第 2 条 省令第 1 条の申請書は、温泉掘削許可申請書(様式第 1 号)によらなければならない。</p> <p>2 法第 3 条第 1 項の許可に係る条例第 2 条第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(有効期間の更新の申請)</p> <p>第 3 条 省令第 2 条の申請書は、温泉掘削許可等有効期間更新申請書(様式第 2 号)によらなければならない。</p> | <p>(掘削の許可の申請)</p> <p>第 2 条 省令第 1 条第 1 項の申請書は、別に定める様式による温泉掘削許可申請書によらなければならない。</p> <p>2 法第 3 条第 1 項の許可に係る条例第 2 条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(有効期間の更新の申請)</p> <p>第 3 条 省令第 2 条の申請書は、別に定める様式による温泉掘削許可等有効期間更新申請書によらなければならない。</p> <p><u>(掘削許可等を受けた者である法人等の地位の承継の承認の申請)</u></p> <p>第 3 条の 2 省令第 3 条第 1 項の申請書は、別に定める様式による温泉掘削(増掘・動力装置)許可承継(合併、分割)承認申請書によらなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、省令第 3 条第 2 項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 法第 3 条第 1 項又は第 11 条第 1 項に係る許可書</p> <p>(2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置の事業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し</p> <p>第 3 条の 3 省令第 4 条第 1 項の申請書は、別に定める様式による温泉掘削(増掘・動力装置)許可承継(相続)承認申請書によらなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、省令第 4 条第 2 項に規定する書類のほか、法第 3 条第 1 項又は第 11 条第 1 項に係る許可書を添付しなければならない。</p> |
| <p>(工事の完了又は廃止の届出)</p> <p>第 4 条 省令第 3 条の届出書は、完了の場合にあつては温泉掘削許可等工事完了届(様式第 3 号)に、廃止の場合にあつては温泉掘削許可等工事廃止届(様式第 4 号)によらなければならない。</p> <p>2 条例第 4 条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第 15 条第 1 項の登録を受けた者の行った鉱泉分析</p> | <p>(工事の完了又は廃止の届出)</p> <p>第 4 条 省令第 5 条の届出書は、完了の場合にあつては別に定める様式による温泉掘削許可等工事完了届に、廃止の場合にあつては別に定める様式による温泉掘削許可等工事廃止届によらなければならない。</p> <p>2 条例第 4 条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第 19 条第 1 項の登録を受けた者の行った鉱泉分析試</p> |

試験成績書（以下「温泉成分分析表」という。）の写し

(2) [略]

(増掘又は動力の装置の許可の申請)

第5条 省令第4条の申請書は、温泉増掘（動力装置）許可申請書（様式第5号）によらなければならない。

2 法第9条第1項の許可に係る条例第2条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる書類及び図面

(2)～(4) [略]

3 前項第2号に掲げる書類は、申請の時点で分析が未了のときは、分析完了後速やかに提出するものとする。

(しゅんせつ等の工事の届出)

第6条 条例第6条の届出は、次の表の左欄に掲げる工事の区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出書により行わなければならない。

| 区 分 | 届出書 |
|----------------|-------------------|
| 条例第6条第1号に掲げる工事 | 温泉しゅんせつ工事届（様式第6号） |
| 条例第6条第2号に掲げる工事 | 動力装置変更届（様式第7号） |

(自然ゆう出水の届出)

第7条 条例第7条の届出は、自然ゆう出温泉分析届（様式第8号）により行わなければならない。

2 [略]

(採取等の届出)

第8条 条例第8条の届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる届出書に同表の右欄に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

| 区 分 | 届出書 | 添付書類 |
|-------------|-------------------|------|
| 条例第8条第1号の場合 | 温泉採取届（様式第9号） | [略] |
| 条例第8条第2号の場合 | 温泉所在地変更届（様式第10号） | [略] |
| 条例第8条第3号の場合 | 温泉採取権者変更届（様式第11号） | [略] |
| 条例第8条第4号の場合 | 温泉再分析届（様式第12号） | [略] |
| 条例第8条第5号の場合 | ゆう出路廃止届（様式第13号） | [略] |

験成績書（以下「温泉成分分析表」という。）の写し

(2) [略]

(増掘又は動力の装置の許可の申請)

第5条 省令第6条第1項の申請書は、別に定める様式による温泉増掘（動力装置）許可申請書によらなければならない。

2 法第11条第1項の許可に係る条例第2条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第2項第1号から第3号までに掲げる書類及び図面

(2)～(4) [略]

3 前項第2号に掲げる書類は、申請の時点で分析が未了のときは、分析完了後速やかに提出するものとする。

(しゅんせつ等の工事の届出)

第6条 条例第6条の届出は、次の表の左欄に掲げる工事の区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出書により行わなければならない。

| 区 分 | 届出書 |
|----------------|----------------------|
| 条例第6条第1号に掲げる工事 | 別に定める様式による温泉しゅんせつ工事届 |
| 条例第6条第2号に掲げる工事 | 別に定める様式による動力装置変更届 |

(自然ゆう出水の届出)

第7条 条例第7条の届出は、別に定める様式による自然ゆう出温泉分析届により行わなければならない。

2 [略]

(採取等の届出)

第8条 条例第8条の届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる届出書に同表の右欄に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

| 区 分 | 届出書 | 添付書類 |
|-------------|---------------------|------|
| 条例第8条第1号の場合 | 別に定める様式による温泉採取届 | [略] |
| 条例第8条第2号の場合 | 別に定める様式による温泉所在地変更届 | [略] |
| 条例第8条第3号の場合 | 別に定める様式による温泉採取権者変更届 | [略] |
| 条例第8条第4号の場合 | 別に定める様式による温泉再分析届 | [略] |
| 条例第8条第5号の場合 | 別に定める様式によるゆう出路廃止届 | [略] |

(譲渡の届出)

第9条 条例第9条の届出は、温泉譲渡（相続）届（様式第14号）により行わなければならない。

2 [略]

(相続の届出)

第10条 条例第10条の届出は、温泉譲渡（相続）届（様式第14号）により行わなければならない。

(利用の許可の申請)

第11条 省令第5条の申請書は、温泉利用許可申請書（様式第15号）により、浴場（浴槽）又はこれに類似する施設ごとに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 飲用に供することの許可申請の場合は、次に掲げる項目について検査を行った水質検査成績書の写し。ただし、第1号又は第2号の書類が分析後1年以内のものである場合には、エからケに掲げる項目を除く。

ア～ケ [略]

(7) 前号のア、イ及びウに掲げる項目については、検査後1か月以内のものとする。

(8) [略]

(掲示内容の届出)

第12条 法第14条第1項の掲示は、浴用に供する場合にあっては様式第16号、飲用に供する場合にあっては様式第17号によ

(譲渡の届出)

第9条 条例第9条の届出は、別に定める様式による温泉譲渡（相続）届により行わなければならない。

2 [略]

(相続の届出)

第10条 条例第10条の届出は、別に定める様式による温泉譲渡（相続）届により行わなければならない。

(利用の許可の申請)

第11条 省令第7条第1項の申請書は、別に定める様式による温泉利用許可申請書により、浴場（浴槽）又はこれに類似する施設ごとに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 飲用に供することの許可申請の場合は、次に掲げる項目について検査を行った水質検査成績書の写し。ただし、第1号又は第2号の書類が分析後1年以内のものである場合には、エからケまでに掲げる項目を除く。

ア～ケ [略]

(7) 前号のアからウまでに掲げる項目については、検査後1か月以内のものとする。

(8) [略]

(温泉の利用の許可を受けた者である法人等の地位の承継の承認の申請)

第11条の2 省令第8条第1項の申請書は、別に定める様式による温泉利用許可承継（合併、分割）承認申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、省令第8条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第15条第1項に係る許可書

(2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

第11条の3 省令第9条第1項の申請書は、別に定める様式による温泉利用許可承継（相続）承認申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、省令第9条第2項に規定する書類のほか、法第15条第1項に係る許可書を添付しなければならない。

(掲示内容の届出)

第12条 法第18条第1項の掲示は、浴用に供する場合にあっては別に定める様式による温泉の成分、成分に影響を与える項目並

り行わなければならない。

2 法第14条第3項の届出は、温泉の掲示内容届（様式第18号）により行わなければならない。

（登録の申請）

第13条 省令第8条の申請書は、温泉分析機関登録申請書（様式第19号）によらなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第14条 省令第11条の届出書は、温泉分析機関登録事項変更届（様式第20号）によらなければならない。

（温泉成分分析の業務の廃止の届出）

第15条 省令第12条の届出書は、温泉分析機関業務廃止届（様式第21号）によらなければならない。

（申請書の提出部数）

第16条 省令第1条、第4条、第5条及び第8条の申請書は、正副2部提出しなければならない。

（ゆう出量等の報告）

第17条 法第30条の報告は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によらなければならない。

（1）溶雪期、湯水期におけるゆう出量等の報告 温泉状況報告書（様式第22号）

（2）温泉の成分、ゆう出量又は温度に著しい変化が生じた場合の報告 温泉変動報告書（様式第23号）

（氏名等の変更の届出）

第18条 条例第11条の届出は、温泉利用者変更届（様式第24号）により行わなければならない。

2 [略]

（変更工事の届出）

第19条 条例第12条の届出は、温泉利用者許可施設変更届（様式第25号）により行わなければならない。

2 [略]

（利用の廃止等の届出）

第20条 条例第13条第1項の届出をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出書を提出しなければならない。

| 区 分 | 届出書 |
|-----------------|-----------------|
| 条例第13条第1項の廃止の場合 | 温泉利用廃止届（様式第26号） |

びに禁忌症、入浴上の注意及び適応症、飲用に供する場合にあつては別に定める様式による温泉の成分並びに禁忌症、飲用上の注意及び適応症により行わなければならない。

2 法第18条第4項の届出は、別に定める様式による温泉の掲示内容届により行わなければならない。

（登録の申請）

第13条 法第19条第2項の申請書は、別に定める様式による温泉分析機関登録申請書によらなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第14条 省令第15条第1項の届出書は、別に定める様式による温泉分析機関登録事項変更届によらなければならない。

（温泉成分分析の業務の廃止の届出）

第15条 省令第16条の届出書は、別に定める様式による温泉分析機関業務廃止届によらなければならない。

（申請書の提出部数）

第16条 法第19条第2項並びに省令第1条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第9条第1項の申請書は、正副2部提出しなければならない。

（ゆう出量等の報告）

第17条 法第34条の報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によらなければならない。

（1）溶雪期、湯水期におけるゆう出量等の報告 別に定める様式による温泉状況報告書

（2）温泉の成分、ゆう出量又は温度に著しい変化が生じた場合の報告 別に定める様式による温泉変動報告書

（氏名等の変更の届出）

第18条 条例第11条の届出は、別に定める様式による温泉利用者変更届により行わなければならない。

2 [略]

（変更工事の届出）

第19条 条例第12条の届出は、別に定める様式による温泉利用者許可施設変更届により行わなければならない。

2 [略]

（利用の廃止等の届出）

第20条 条例第13条第1項の届出をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出書を提出しなければならない。

| 区 分 | 届出書 |
|-----------------|-------------------|
| 条例第13条第1項の廃止の場合 | 別に定める様式による温泉利用廃止届 |

| | | | | | |
|--|--|------------------|--|---------------------|-----------------------|
| <table border="1"> <tr> <td>条例第13条第1項 の休止の場合</td> <td>温泉利用休止届 (様式第27号)</td> </tr> </table> | 条例第13条第1項 の休止の場合 | 温泉利用休止届 (様式第27号) | <table border="1"> <tr> <td>条例第13条第1項 の休止の場合</td> <td>別に定める様式による温泉利用休 止届</td> </tr> </table> | 条例第13条第1項 の休止の場合 | 別に定める様式による温泉利用休 止届 |
| 条例第13条第1項 の休止の場合 | 温泉利用休止届 (様式第27号) | | | | |
| 条例第13条第1項 の休止の場合 | 別に定める様式による温泉利用休 止届 | | | | |
| <p>2 前項の条例第13条第1項の廃止の場合には、届出書に法第13条第1項に係る許可書を添付しなければならない。</p> <p>3 条例第13条第2項の届出は、温泉利用再開届 (様式第28号) により行わなければならない。 (死亡等の届出)</p> <p>第21条 条例第14条の届出は、温泉利用廃止届 (様式第26号) により行わなければならない。</p> | <p>2 前項の条例第13条第1項の廃止の場合には、届出書に法第15条第1項に係る許可書を添付しなければならない。</p> <p>3 条例第13条第2項の届出は、別に定める様式による温泉利用再開届により行わなければならない。 (死亡等の届出)</p> <p>第21条 条例第14条の届出は、別に定める様式による温泉利用廃止届により行わなければならない。</p> | | | | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | | | |

様式第1号から様式第28号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成19年10月20日から施行する。
- 2 この規則による改正後の温泉法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の温泉法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。